



第70号

5月19日  
2004年

発行所  
岡山大学職員組合

〒 700-8530 岡山市津島中 2-1-1  
電 話 086-252-1111 (代)  
(内線) 7168  
直通: F A X 086-252-4148

岡山大学職員組合会ホームページ <http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp

## 就業規則の確定

4月1日就業規則が発効しました。非公務員となつた私たちは今、國家公務員法の世界から労働基準法の世界へ移行し、「国立大学法人岡山大學職員就業規則（就業規則）」の下で勤務しています。

就業規則の作成は使用者に義務づけられているものですが、労働基準法は、作成した就業規則について「労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない」としています。また、使用者が労働者に時間外労働・休日労働をさせる場合には、「労働者の過半数を代表する者との書面による協定」（労使協定）が必要です。労働基準法の定めるこれらの要請に応えるため則と労使協定の検討、使用者側との協議が行われました。その結果として制定された就業規則と締結された労

大学（使用者）側は、移行期に労働条件の激変は避けたいとして、ソフトランディングを基本の方針としていましたが、制度の移行上変更が避けられない問題がありました。それらのうち重要な点について以下に記します。

### 所定労働時間の実質延長

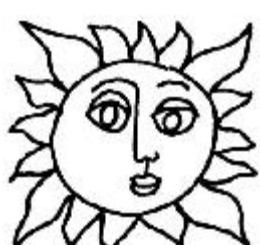
今まで実質7時間30分であつた所定労働時間が8時間となり、「休息時間」が廃止

えや通勤との関係で終業時刻を5時15分とし、休憩時間は労働基準法の最低基準45分としていますが、昼休みが短すぎるとの意見も多く、代表委員会の意見のように労働時間の短縮し昼休みの拡大するよう要求していく必要があります。

4月1日から

# 就業規則発効！

(岡大職組・組織部)



サービス残業の規制

公務員時代には労働基準監督署の大学に対する監視の目はそれ程強くありませんでしたが、一般企業と同格になつた今後はそうはいきません。労働安全の面にのみ気をとられている気味がありますが、

労働基準監督署は最近サービス残業にも目を光らせており、摘発されるケースが多く報道されています。大学も例外ではありません。今回締結された「時間外・休日勤務に関する労使協定」でも「サービス残業が許されない」ことを明確に確認しています。そこで、「時間外勤務の限度は」「1日4時間」「1ヶ月45時間」「1年360時間」を限度としており、これ以上の残業はさせることはできません。例外として、職員の代表者との協議を経て「1日6



**平成16年3月25日付 総務部人事課長通知について  
(国立大学法人岡山大学職員給与規則による、通勤手当の額の変更)**

平成16年3月25日付で、総務部人事課長から「通勤手当の額の変更」についての通知が行われましたが、このような決定は職員にとって著しく不利となる一方的な変更であり、この変更の経緯・正当性等についての説明をいただければ幸いです。

- 1 通知では「通勤手当の額の変更」となっていますが、6ヶ月定期券は6ヶ月分割の月賦では購入できません。職員が立て替えて、6ヶ月定期券を購入し、それを大学側が6ヶ月分割の逆月賦（手数札金利なし？）で支払うという、非常に奇妙な支給方式となっています。
- 2 6ヶ月定期券は高額となり、紛失した場合の損失も大きいことから、6ヶ月定期券の替わりに、1ヶ月定期券6枚に分けて購入する場合は、割高となり、その差額を職員が自己負担することとなります。
- 3 また、遠距離通勤、新幹線通勤等の職員もあり、高額な6ヶ月定期券の購入は、職員に過大な負担を強いることとなります。
- 4 一般の職員にとって、5万円を超すような場合には、6ヶ月定期券の購入が生活費を圧迫することとなります。6ヶ月定期券の額が20万円ともなれば、1ヶ月分の給与では購入できない場合もあります。
- 5 民間のある会社では、6ヶ月定期券購入の経費を最初の月に仮払い（通勤費が課税の対象となることを考慮）して、毎月回収する方式をとって、職員の生活が成り立つように配慮しているとのことです。
- 6 聞くところによると、岡山県は、本学と同じような支給方式に変えたが・職員の生活に配慮し、定期券購入経費の貸し付けを行っているとのことです。
- 7 本学としても、一方的な変更のみでは無く、職員の生活にも配慮した、何らかの対応が必要であると思われますが、いかがでしょうか。

(投書)「通勤手当の額の変更」

# 職員にとつて 著しく不利な 一方的な変更

ご承知のように、3月21日付の総務部人事課長から、通勤手当の額の変更が通知されています。国立大学法人規則に基づくもので、定期券通勤者には、毎月6ヶ月定期券代の6分の1を支払うという変更です。ある組合員から、左記のような投書がありました。執行委員会でも、対応を検討しています。

**岡山弁護士会主催 憲法記念県民集会 のご案内  
中国残留日本人孤児が問い合わせるもの 「祖国への想い」**

- とき： 5月30日(日) 午後1時～午後4時  
 ところ： 岡山県総合福祉会館ホール (県立美術館そば)  
 第1部【映画上映】～義勇軍と開拓団～ 青木康嘉氏(高校教員)  
 第2部【講演】 講師 菅原幸助氏(ノンフィクション作家)  
 司会 奥津亘氏(弁護士)  
 司会 飛山美保氏(弁護士)  
 第3部【被害者の訴え】

## 非常勤講師

# いんな待遇ではいけない

朝日新聞ニュース速報から抄録

大学の先生は二つに分かれ、待遇に大きな格差がある。専任教員は月給が支払われ、個別の研究室と研究費が与えられる。一方で、非常勤の教員は講義に応じて賃金が支払われるだけで、研究費も研究費もない。

非常勤の教員には、ほかの大学の教員や企業人など、別に仕事を持つている人もいる。しかし、ほかに仕事を持たず、大学で教えることを專業にしている非常勤講師の場合は深刻だ。

彼らも研究者であり、業績の審査を受けて教壇に立つ。専任教員と同じように学生に教え、試験をして採点する。

首都圏や関西の非常勤講師組合の調査によると、1コマ、90分の講義を受け持つて、平均賃金は年30回で計約30万円。年齢は平均で42歳だ。講義の準備や試験の採点にかかる時間を考えれば、学生の家庭教師並みの時給である。

専任教員並みに5コマの講義を担当しても、年収は150万

円ほどにしかならない。講義のための本代や学会に出席する費用は自己負担だ。契約は1年ごとで、専任教員になれる保証もない。

低賃金の非常勤講師が大学での全開講科目の実に3~4割を担当しているというがこんなに増えたのは、大学が人件費を抑えようとしたからだ。学生が増え、大学で教える科目が多くなったにもかかわらず、専任教員をそれほど増やさなかつた。

いまや多彩なカリキュラムを組むには非常勤講師は欠かせない存在となっている。だからこそ、研究と教育への意欲を持てるようにならざるを得ない。そのためにも必要である。

大学が自らこの問題に取り組まなければ、大学の自治や学問の自由の理念が泣くだろう。非常勤講師の問題をいつまでも大學の恥部にしていてはいけない。「2004-04-28-00:15」

## 散歩道

藤の花便りに誘われて、児島湾大橋を渡った。橋の頂上部から、旭川、笹ヶ瀬川、倉敷川、児島湖の締め切り堤防など、児島湾に注ぐ大小の河口が一望できる。

頭を回らせば、吉井川と新岡山港の埠頭が見える。折しも入港するヘリーホーの白い船体が、青い波の上を滑っていく。点在する緑の島や岩礁など。しばしば時間が停止する瞬間である。

私たちは、なぜか渋川公園を間違えて、深山公園へ入り込んでしまった。道の駅やレストランなどと並んで、広大な敷地内には、遊歩道はむろんのこと、

美しい芝生が目に鮮やかなミニゴルフ・コースや英國庭園などが整備されて、入園者を飽きさせることがない。

家族連れや恋人同士が、三々五々散歩を楽しんだり、ゴルフに興じたりしている。木陰に陣取つて、お弁当を広げているグループも少なくない。咲きこぼれているツツジの赤い花が、一面の緑を背景に映える。

丘の上に「英國庭園」なるものがある。

園内の藤棚がフェンス越しに見えたので、中に入つてみた。緑の芝生の中にあしらわれた紅いバラや大理石の彫像など、確かにイギリスでよく見かける庭園の作りが取り入れられている。

ただ高温多湿な日本では、ぼうと煙ぶつたような柔らかな「グラス」の緑の色感や感触を見演出するのは無理なのである。植物が、たくましく育ちすぎてしまうのだ。

ともあれ園内ここかしこに置かれた木製のベンチの一つに腰を下ろし、行き交う人の流れや、紅い花の葦を眺めて、しばしば、時の経つのを忘れた。

あとはただ帰り道だけ春の暮れ

(k)

### 編集後記

GWも終わってしまえばあつという間である。講義も本格的に始まる。新しい大学法人づくりも本番である。イラクもある、年金もある、憲法もある。さあ闘いの戦列につこう。

(編集子)